

○通行禁止除外指定車標章の交付に関する事務取扱要領の制定について(通達)  
(平成 19 年 7 月 27 日岡規第 223 号警察本部長例規)

改正 平成 28 年 3 月 29 日岡監第 137 号

各部長  
首席監察官  
総務調整官  
各所属長

このたび、通行禁止除外指定車標章の交付に関する事務取扱要領を別添のとおり定め、  
平成 19 年 8 月 1 日から施行することとしたので、運用上誤りのないようにされたい。

別添

通行禁止除外指定車標章の交付に関する事務取扱要領

第 1 目的

この要領は、岡山県道路交通法施行細則(昭和 35 年岡山県公安委員会規則第 6 号。  
以下「細則」という。)第 4 条の 2 第 1 項の規定により岡山県公安委員会が交付する通  
行禁止除外指定車標章(以下「標章」という。)に係る事務に関し、必要な事項を定め、  
その適正と齊一を図ることを目的とする。

第 2 標章交付対象の範囲

1 標章交付対象の範囲

標章交付対象の範囲は、細則第 4 条の 2 第 1 項第 3 号コの規定による身体障害者福  
祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定による身体障害者手帳(以下「身体  
障害者手帳」という。)の交付を受けている者で、身体障害者福祉法施行規則(昭和 25  
年厚生省令第 15 号)に定める 1 級から 3 級までの各級及び 4 級の 1 の障害の程度に該  
当する視覚障害を有する者とする。

2 留意事項

- (1) 標章の被交付者は、身体障害者本人であり、標章の交付は 1 人につき 1 通とする。
- (2) 標章に使用車両を記載する場合は、身体障害者本人又は当該身体障害者と生計を  
一にする介護人の所有の車両であること。

第 3 標章の有効期間

交付の日から起算して 3 年とする。

第 4 標章交付申請書の受理等

1 標章交付申請者

標章交付申請者は、標章の交付を受けようとする者又はその委託を受けた者とする。

2 標章交付申請書の受理

- (1) 細則第4条の2第2項に規定する通行禁止除外指定車標章交付申請書(細則に規定する様式第1号の3。以下「申請書」という。)は、申請者の住所地若しくは勤務地を管轄する警察署又は交通部交通規制課(以下「警察署等」という。)において受理するものとする。
- (2) 申請を受理した警察署長又は交通部交通規制課長(以下「警察署長等」という。)は、\*通行禁止除外指定車標章交付申請処理簿(様式第1号。以下「申請処理簿」という。)にその旨を記載するとともに、当該申請書に受付印を押し受理番号を付するものとする。

### 3 添付書類

細則第4条の2第3項第1号ウに規定する公安委員会が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。この場合において、審査する上で必要があると認めるとときは、申請者に当該書類の提出を求めるものとする。

- (1) 当該申請に係る委託を受けた者は委託者からの委任状
- (2) 当該申請に係る車両を運転する者の運転免許証の写し
- (3) 申請者と当該申請に係る車両の関連を明らかにする書類又はその写し
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、標章の交付が必要となる事由が記載された書類その他警察署長等が特に必要があると認める書類

### 4 標章交付申請の審査

申請を受理したときは、次に掲げる事項について審査し、不備な点は適切な指導を行って是正を求めて、標章交付の適否を判断しなければならない。

- (1) 申請の内容が、第2に規定する標章交付対象者に該当すること。
- (2) 申請者は、1に規定する標章交付申請者に該当すること。
- (3) 申請書等に必要な事項が記載されていること。

### 5 標章交付の申請区分及び標章の交付等

#### (1) 新規の標章交付申請の場合

新規に申請書の提出を受けたときは、第4の1から4までに規定する手続により受理するものとする。

#### (2) 更新申請の場合

ア 更新期間(有効期限の1月前から有効期限の日までとする。)中における既に交付している標章(以下「既交付標章」という。)に係る更新申請の場合は、新規の申請時に提出を求めた添付書類の内容を確認し、当該添付書類以外の書類を添付する必要がないと認めるときは、その添付を省略することができるものとし、申請書に既交付標章の写しを添付して受理するものとする。この場合、既交付標章の表面に「更新手続中」と朱書きし、更新手続中であることを明示するものとする。

なお、当該標章は、当該標章記載の有効期限から1月を経過するまでの間有効なものとみなす。

イ 有効期限を経過した後の申請は、新規の申請の場合と同様とする。

(3) 再交付申請の場合

ア 再交付に係る申請書の提出を受けたときは、申請書備考欄に「再交付」と朱書きとともに、再交付理由の記載及び既交付標章の提出を求めるものとする。この場合、申請書以外の書類等の添付は要しない。

イ 当該標章を亡失又は滅失した場合は、標章の提出を要しないが、申請者に＊亡失等てん末書(様式第2号。以下「てん末書」という。)の提出を求める。

(4) 記載事項変更届出の場合

ア 細則第4条の2第5項に規定する記載事項変更届出書(以下「変更届出書」という。)の提出を受けたときは、既交付標章の提出を求めて受理するものとする。ただし、変更内容が当該標章に係る申請時の内容と実質的に異なる場合は、新規の標章交付申請を求める。

イ 記載事項の変更は、提出を受けた標章の変更箇所に横線2条を引き、その箇所を明白に示し、その行の上部に変更内容を記載する。この場合、変更箇所には(岡山公委)の印(岡山県公安委員会公印規程(昭和34年岡山県公安委員会規程第4号)に規定する岡山県公安委員会交通事務専用認印をいう。)を押印の上交付すること。

(5) 審査及び申請書等の送付

申請を受理した警察署長は、審査の上標章交付対象に該当すると認める場合は、提出書類を添付の上、交通部交通規制課長(以下「交通規制課長」という。)に送付すること。この場合、送付する申請書等は写しを作成し保管すること。

(6) 標章の交付

ア 標章は、＊通行禁止除外指定車標章送付書(様式第3号。以下「送付書」という。)とともに当該申請を受理した警察署長に送付するものとする。

なお、標章の交付に際しては、送付書の下部の受領欄に自署等を求めるとともに、申請処理簿に交付の年月日を記載し標章の受領の経緯を明らかにしておくこと。

イ 身体障害者福祉連合会等の団体からの申請に係る標章は、当該団体を経由して交付すること。

## 第5 標章交付申請を不可とする場合の取扱い

### 1 通行禁止除外指定車標章交付申請審査結果報告書の作成

標章交付申請を受理した警察署長等は、申請書の提出を受け審査した結果、標章交付対象に該当しないと認める場合は、不可とし、不可理由を明らかにした＊通行禁止除外指定車標章交付申請審査結果報告書(様式第4号。以下「審査結果報告書」という。)を作成すること。この場合、審査結果報告書を作成した警察署長は、申請書その他の書類を添付の上、交通規制課長に送付すること。

なお、送付する申請書等は写しを作成し、末尾に送付日を付記するとともに、審査結果報告書の写しを添付し保管すること。

## 2 通行禁止除外指定車標章交付申請審査結果通知書の交付

審査結果通知書の送付を受けた交通規制課長は、＊通行禁止除外指定車標章交付申請審査結果通知書(様式第5号。以下「審査結果通知書」という。)を作成し、標章交付申請を受理した警察署長を通じて申請者に交付すること。この場合において、警察署長は、申請書等の写しの末尾に審査結果通知書の写しを添付し保管するとともに、申請処理簿の備考欄に「不可」と記載しておくこと。

## 第6 交付に際しての留意事項

標章の交付に際しては、次に掲げる事項を説明し、その適正な使用を徹底すること。

- (1) 標章は、当該車両の前面ガラスの外部から見やすい箇所に掲出しなければならないこと。
- (2) 現場において警察官又は交通巡視員の指示があった場合は、これに従うこと。
- (3) 標章を他人に譲渡し、又は貸与しないこと(当該交付を受けた者が、他人の介助を受けて車両に乗降するため必要な限度において貸与する場合を除く。)。
- (4) 標章裏面の記載内容を遵守すること。
- (5) タクシー等の利用を依頼した場合の措置
  - ア 申請者がタクシー等の利用を依頼した場合、当該依頼を受けたタクシー等は、申請者が利用する前後において標章を携帯せず通行禁止道路を通行しなければならない場合も想定されることから、依頼する際は、運転者に対し当該運転者が申請者が利用する前後において警察官に停止を求められた場合に、申請者の氏名及び標章番号を回答することができるよう事前に通知すること。
  - イ 申請者は、タクシー等に乗車する際には、運転者に対し標章の掲出を依頼すること。

## 第7 標章の返納命令を行う場合の取扱い

### 1 通行禁止除外指定車標章返納事由調査結果報告書の作成

警察署長は、標章の交付を受けた者が、細則第4条の2第7項の規定に違反していることを認知したときは、返納事由を明らかにした＊通行禁止除外指定車標章返納事由調査結果報告書(様式第6号。以下「調査結果報告書」という。)を作成し、交通規制課長に送付すること。

### 2 返納命令通知書の作成

調査結果報告書の送付を受けた交通規制課長は、審査の上、標章の返納事由に該当するときは、細則第4条の2第8項に基づく返納命令通知書を作成し、調査結果報告書の写しを添付して当該標章の交付申請を受理した警察署長に送付すること。

この場合、交通規制課長は、返納命令通知書の写しを作成し保管すること。

### 3 返納命令通知書の交付

返納命令通知書の送付を受けた警察署長は、当該標章の交付を受けた者に直接交付し又は配達証明付郵便により送達すること。

#### 4 返納された標章の取扱い

警察署長は、標章の返納を受けたときは、当該標章を交通規制課長に送付すること。

なお、送付する関係書類等は写しを作成し、受理・送付日を付記して保管するとともに、申請処理簿に必要な事項を記載し、経過を明らかにしておくこと。

#### 第8 報告等

標章交付申請が次に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ交通規制課長を経由して交通部長に報告し、指示を受けた後措置すること。

(1) 標章交付申請を不可にするとき。

(2) 特異な事由による標章交付申請で、標章交付の適否に疑義のあるとき。

#### 第9 文書の保存

文書の保存は、次のとおりとする。

文書名	保存所属	保存期間
通行禁止除外指定車標章交付申請書	交通規制課	3年
通行禁止除外指定車標章交付申請書の写し	受理した警察署	3年
通行禁止除外指定車標章交付申請処理簿	作成した警察署及び交通規制課	3年
記載事項変更届出書	交通規制課	3年
記載事項変更届出書の写し	受理した警察署	3年
亡失等てん末書	交通規制課	3年
亡失等てん末書の写し	受理した警察署	3年
通行禁止除外指定車標章送付書	受理した警察署	3年
通行禁止除外指定車標章交付申請審査結果報告書	交通規制課	3年
通行禁止除外指定車標章交付申請審査結果報告書の写し	作成した警察署	3年
通行禁止除外指定車標章交付申請審査結果通知書の写し	交通規制課及び交付した警察署	3年
通行禁止除外指定車標章返納事由調査結果報告書	交通規制課	3年
通行禁止除外指定車標章返納事由調査結果報告書の写し	作成した警察署	3年
返納命令通知書の写し	交通規制課及び交付した警察署	3年